

各保険料率が決まりました

制度を支える大切な財源です。納期限内に納めましょう。

令和6～8年度 介護保険料 問合 高齢福祉課

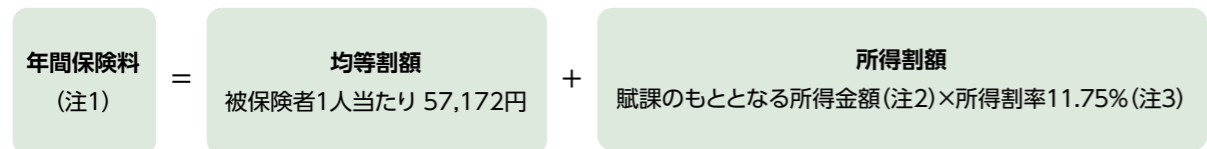
年間基準額：85,908円

詳しくは
こちら



令和6年度 後期高齢者医療制度の保険料 問合 保険年金課

後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに設定し、令和6・7年度は次のとおり算定します。



(注1) 保険料の年間限度額は80万円。令和6年度は昭和24年3月31日以前生まれの人などは73万円。
 (注2) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびにほかの所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額から基礎控除額を控除した額(雑損失の繰越控除分は控除されない)。
 (注3) 令和6年度は、基礎控除後の総所得金額などが58万円を超えない場合10.94%。

● 保険料の軽減が受けられる場合

(1) 均等割額の軽減 世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が次の割合で軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分(同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	17,151円	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき
5割	28,586円	【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき
2割	45,737円	【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき

(注1) 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす人のこと。
 ① 給与等の収入金額が55万円を超える人 ② 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える人
 ③ 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える人
 ※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除等の税法上の規定は適用されません。
 ※ 当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人は、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定。
 ※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。

(2) 会社の健康保険などの被扶養者であった人の保険料の軽減
 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。
 ※ (1)の7割軽減に該当する人には、7割軽減を適用。
 ※ 国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外。

注意 軽減対象の判定は、市区町村から提供された所得情報に基づいて行うため、被保険者による申請は不要。ただし、所得情報がない場合は判定できないため、**保険年金課への簡易申告などが必要です。**

令和6年度 国民健康保険料 問合 保険年金課

国民健康保険制度は、平成30年度から広域化しています。持続可能で安定的な制度運営のため、これまで市町村で運営してきたものから、大阪府で1つの国民健康保険になりました。加入者間の負担の公平化を図るため、令和6年度から保険料率や減免基準が府内完全統一となり、府内のどこに住んでいても所得・世帯構成が同じであれば同じ保険料となります。令和5年度までの激変緩和措置期間には、市独自の保険料率を設定し保険料の増加を抑えてきましたが、令和6年度からは、下の表の府統一保険料率になります。納付通知書は6月中旬に送付します。

保険料 = ①医療給付費分(医療保険分) + ②後期高齢者支援金分 + ③介護納付金分(40～64歳の人のみ)

	令和6年度 府統一保険料率			(参考：令和5年度)		
	①	②	③	①	②	③
所得割	9.56%	3.12%	2.64%	7.78%	3.02%	2.61%
均等割	35,040円	11,167円	19,389円	27,804円	10,593円	19,347円
平等割	34,803円	11,091円		25,722円	9,800円	
賦課限度額	650,000円	220,000円	170,000円	650,000円	200,000円	170,000円

所得割：(前年中の総所得金額-基礎控除額)×料率 均等割：加入者1人あたりの金額
 平等割：1世帯あたりの金額 賦課限度額：世帯あたりの年間上限保険料

● 令和6年度以降の保険料減免の対象

- ・災害で居住する住宅が著しい損害を受けたとき
- ・事業の不振や失業などで所得が著しく減少したとき
- ・刑事施設、労務場などの施設に拘禁されたとき
- ・職場の健康保険などの被保険者本人が後期高齢者医療制度に加入することにより、被扶養者だった65歳以上の人が国民健康保険の被保険者となったとき

新型コロナウイルスワクチン接種

特例臨時接種(無料)は、3月31日(日)で終了しました

令和6年度(2024年4月1日)以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上の「特例臨時接種」から、季節性インフルエンザと同様に対象者を限定したB類疾病の「定期接種」として実施します。

定期接種以外で接種を希望する場合は、任意接種として、全額自己負担による接種が可能となる見込みです。

4月4日(木)時点の情報。国の方針により変更となる場合あり。
 詳しくは広報誌や市ホームページでお知らせします。

問合 保健センター(四條畷市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターは3月で受け付け終了)